

# 社労士業務便覧 令和6年版 ● 目次

## 改正法律等のあらまし

- |  |    |   |    |
|--|----|---|----|
| 1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律<br>(令和3年法律第58号)…………… | 14 | 2. 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律<br>(平成30年法律第71号)…………… | 14 |
|  |    | 省令・告示等……………   | 16 |

## 労働時間等の改善基準のポイント

- |                                       |    |                                |    |
|---------------------------------------|----|--------------------------------|----|
| タクシー・ハイヤー運転者の<br>労働時間等の改善基準のポイント…………… | 22 | バス運転者の労働時間等の<br>改善基準のポイント…………… | 59 |
| トラック運転者の労働時間等の<br>改善基準のポイント……………      | 39 |                                |    |

## 医師の働き方改革について

- |                                 |    |                                  |     |
|---------------------------------|----|----------------------------------|-----|
| 2024年度から始まる<br>ルールについて(概要)…………… | 86 | 2024年4月以降の医療機関の<br>36協定について…………… | 102 |
|---------------------------------|----|----------------------------------|-----|

# 労働法・社会保険法

<b>第1章 労働基準法</b> .....	108	別表2 - 3 最低賃金の対象となる賃金…	127
労働条件の決定 .....	108	別表3 法令で禁止される解雇 .....	128
均等待遇 .....	108	別表4 労働基準監督署長の解雇予告除外 認定が受けられる事由 .....	128
男女同一賃金の原則 .....	108	別表5 中小企業の範囲 .....	128
労働者、使用者の定義 .....	108	別表6 継続勤務期間と年次有給休暇付与 日数 .....	128
平均賃金 .....	108	別表7 有害な業務 .....	129
労働契約の期間 .....	108	別表8 危険有害業務の就業制限 .....	130
労働条件の明示 .....	108	別表9 年少者の就業制限 .....	130
強制貯金 .....	109	別表10 妊産婦の重量物取扱制限 .....	130
解雇制限 .....	109	別表11 女性則による就業制限対象物質と 管理濃度 .....	131
解雇の予告 .....	109	<b>第2章 労働契約法</b> .....	132
退職時等の証明 .....	109	目的と性格 .....	132
金品の返還 .....	109	労働者と使用者の定義 .....	132
賃金の支払い .....	109	労働契約の基本原則 .....	132
労働時間 .....	110	契約内容の理解の促進 .....	132
年齢による例外 .....	110	安全配慮義務 .....	132
変形労働時間制 .....	110	労働契約の成立 .....	132
休憩 .....	111	労働契約の変更 .....	132
休日 .....	112	就業規則違反の労働契約の効力 .....	133
時間外及び休日労働 .....	112	出向 .....	133
割増賃金 .....	113	懲戒 .....	133
みなし労働時間制 .....	113	解雇 .....	133
専門業務型裁量労働制 .....	114	契約期間途中の解雇 .....	133
企画業務型裁量労働制 .....	114	契約期間についての配慮 .....	133
高度プロフェッショナル制度 .....	115	有期労働契約の期間の定めのない労働契約 への転換 .....	133
年次有給休暇 .....	116	有期労働契約の更新等 .....	134
労働時間等に関する規定の適用除外 .....	117	適用範囲 .....	134
最低年齢 .....	117	<b>第3章 労働安全衛生法</b> .....	135
深夜業の禁止 .....	118	●総則	
女性・年少者の就業制限 .....	118	目的 .....	135
産前産後休業 .....	118	事業者等の責務 .....	135
就業規則 .....	118	労働者の責務 .....	135
労働者名簿 .....	118	共同企業体 .....	135
賃金台帳 .....	118		
時効 .....	118		
適用除外 .....	118		
別表1 労働条件通知書（雇入通知書）…	119		
別表2 - 1 令和5年度地域別最低賃金額…	126		
別表2 - 2 令和4年度特定最低賃金 （産業別）（大阪府） .....	127		

●安全衛生管理体制		
総括安全衛生管理者	135	
安全管理者	136	
衛生管理者	136	
安全衛生推進者・衛生推進者	137	
産業医等	137	
作業主任者	138	
統括安全衛生責任者	138	
元方安全衛生管理者	138	
店社安全衛生管理者	139	
安全衛生責任者	139	
安全委員会	139	
衛生委員会	140	
安全衛生委員会	140	
安全管理者等に対する教育等	140	
●機械等及び有害物に関する規制		
定期自主検査	140	
有害物の表示	140	
化学物質の有害性等の情報提供	140	
安全衛生教育（特別教育）	140	
職長教育	141	
就業制限	141	
●健康管理		
作業環境測定	141	
健康診断	141	
保健指導	142	
面接指導	142	
労働時間の状況の把握	142	
ストレスチェック制度	142	
健康管理手帳	142	
病者の就業禁止	143	
受動喫煙の防止	143	
健康教育等	143	
健康の保持増進のための指針の公表等	143	
快適職場	143	
●監督等		
計画の届出	143	
報告	143	
別表1 作業主任者（免許・技能講習）	144	
別表2 定期自主検査（主なもの）	146	
別表3 特別教育を必要とする危険有害業務	147	
別表4 ストレスチェック制度	149	
<b>第4章 男女雇用機会均等法</b>	152	
目的	152	
性別による差別の禁止	152	
禁止される差別	152	
間接差別の禁止	152	
婚姻・妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱いの禁止	153	
セクシュアルハラスメント対策	153	
マタニティハラスメント対策	153	
ポジティブ・アクションの推進	154	
調停・企業名公表・過料	154	
コース等別雇用管理指針	154	
女性の坑内労働	154	
<b>第5章 育児・介護休業法</b>	156	
●育児休業制度の概要		
育児休業制度	156	
産後パパ育休（出生時育児休業）	157	
子の看護休暇	157	
所定外労働を免除する制度	158	
時間外労働を制限する制度	158	
深夜業を制限する制度	158	
所定労働時間の短縮等の措置	159	
●介護休業制度の概要		
休業制度	159	
介護休暇	159	
所定外労働を免除する制度	160	
時間外労働を制限する制度	160	
深夜業を制限する制度	160	
所定労働時間の短縮等の措置	160	
<b>第6章 パートタイム・有期雇用労働法</b>	162	
パートタイム・有期雇用労働者	162	
事業主の責務	162	
パートタイム・有期雇用労働者の 待遇の原則	162	
通常の労働者と同視すべき者に対する 差別的取扱いの禁止	162	
労働条件の文書交付等	162	

通常の労働者への転換の推進	162
雇入れ時の説明義務	162
相談体制の整備	162
企業名の公表	163
苦情処理、紛争解決援助	163
虚偽報告に対する過料	163
雇用保険の加入要件	163
労災保険の適用	163
社会保険の被保険者	163
複数就業者の保険	163
第2の勤務先へ向かう途中の事故と労災 保険	163
パートタイム労働者の年取と税金 指針	163
<b>第7章 労働者派遣法</b>	164
労働者派遣の法律関係	164
労働者派遣が認められない業務	164
労働者派遣契約の内容	164
派遣期間の抵触日	165
派遣労働者の特定	165
派遣労働者に対する責任	165
紹介予定派遣	165
日雇派遣の原則禁止	166
グループ企業内派遣の8割規制	166
離職労働者の派遣受け入れ禁止	166
マージン率等の情報提供	166
派遣労働者に対する派遣料金の額の明示	166
労働者派遣事業の許可制への一本化	166
労働者派遣の期間制限の見直し	166
キャリアアップ措置	167
不合理な待遇の禁止等	167
職務の内容等を勘案した賃金の決定	167
高齢者就業確保措置	167
<b>第8章 高齢者等雇用安定法</b>	168
目的	168
事業主の責務	168
高齢者等職業安定対策基本方針	168
定年を定める場合の年齢	168
高齢者雇用確保措置	168
公表等	168

高齢者雇用確保措置の実施および運用 に関する指針	169
経過措置のイメージ図	170

<b>第9章 労災保険法</b>	171
目的	171
適用事業	171
適用除外	171
保険者と適用対象労働者	171
<b>●業務上の負傷・業務上の疾病</b>	
業務上災害	171
業務遂行性	171
業務起因性	172
業務上の疾病	173
業務上の疾病の範囲（別表第1の2）	173
保険給付の種類	175
労災保険の年金給付と社会保険の年金との 調整	176
第三者行為災害と保険給付	176
民事損害賠償との調整	176
通勤災害の一部負担金	177
保険給付請求権の時効	177
給付基礎日額	177
給付基礎日額の算定方法	177
休業（補償）給付における給付基礎日額の 算定方法	178
年金給付における給付日額の算定方法	179
特別加入者の給付基礎日額の定め方	180
療養（補償）給付	180
休業（補償）給付	180
支給要件	180
支給額	181
端数処理	181
休業（補償）給付の不支給	181
請求手続き	181
障害（補償）給付	181
支給要件	181
障害等級の認定要領	182
支給額	182
加重障害の支給額	182
障害（補償）年金差額一時金と前払一時金 請求手続き	183

遺族（補償）給付	183	一人親方その他の自営業者が行う事業に	
支給要件	184	従事する者	199
支給額	184	特定作業従業者	199
前払一時金	185	特別加入者の通勤災害	201
受給権の支給停止と失権	185	海外派遣者の特別加入	201
請求手続き	185		
傷病（補償）年金	186	●社会復帰促進等事業	
休業（補償）給付等との関係	186	義肢等の費用の支給（抜粋）	203
傷病等級と障害の状態	186	アフターケアの実施	205
支給額	186	リハビリテーションの実施	206
支給手続き	186	労災特別介護施設（ケアプラザ）	206
葬祭料（葬祭給付）	186	旅費の支給	206
支給要件	186	労災就学援助費の支給	207
請求手続き	186	労災就労保育援助費の支給	207
介護（補償）給付	186		
支給額等	187	第10章 雇用保険法	208
二次健康診断等給付	187	被保険者の範囲	208
給付の範囲	187	適用除外	208
支給の方法	187	被保険者の種類	208
社会復帰促進等事業	187	受給資格	209
社会復帰促進等事業の実施	187	一般被保険者に対する求職者給付	209
特別支給金について	188	基本手当の日額	209
算定基礎年額	188	賃金日額	209
特別支給金の支給額	188	賃金日額の範囲等の自動的変更	209
特別支給金の支給申請	189	基本手当の減額	209
別表1 障害等級表	190	受給期間	210
別表2 傷病等級表	193	所定給付日数	210
別表3 要介護障害程度区分表	194	特定受給資格者及び特定理由離職者の範	
		囲と判断基準	211
●通勤災害		給付制限及び不正受給	213
通勤の範囲	195	高年齢継続被保険者の求職者給付	213
「通勤による」	195	短期雇用特例被保険者の求職者給付	213
「就業に関し」	195	日雇労働被保険者の求職者給付	213
「住居」及び「就業の場所」	196	就職促進給付	213
「合理的な経路及び方法」	196	教育訓練給付	214
「業務の性質を有するもの」	197	雇用継続給付	215
「逸脱」及び「中断」	197	返還命令、納付命令	217
「日常生活上必要な行為であって厚生労働省		雇用保険率	217
令で定めるもの」	197	保険料の負担	217
		雇用関係助成金	218
●特別加入制度			
特別加入	198	第11章 労働保険の徴収法	224
中小事業主	198	暫定任意適用事業	224
中小事業主が行う事業に従事する者	198		
一人親方その他の自営業者	198		

継続事業と有期事業	224
一元適用事業	224
二元適用事業	224
保険関係の成立	224
保険関係の消滅	224
継続事業の一括	224
請負事業の一括	225
有期事業の一括	225
労働保険料	226
一般保険料	226
第一種特別加入保険料	226
第二種特別加入保険料	226
第三種特別加入保険料	226
印紙保険料	226
メリット制	227
一般拠出金	227
別表1 労災保険率表	228
別表2 第二種特別加入保険料率表	229
別表3 労務費率表	230
別表4 労働保険対象者の範囲(例示)	230
別表5 労働保険料の算定基礎となる賃金 早見表(例示)	232
別表6 雇用保険率表(令和5年度)	232

## 第12章 健康保険法 233

目的	233
被扶養者	233
報酬・賞与	233
保険者	233
健康保険組合	233
適用事業所	234
被保険者	234
適用除外	234
被保険者資格の取得と喪失	234
任意継続被保険者	235
標準報酬月額及び標準賞与額	235
届出等	235

### ●保険給付の通則

法人の役員である被保険者又はその被 扶養者に係る保険給付の特例	236
他の法令による保険給付との調整	236
損害賠償請求権	236
不正利得の徴収	236

受給権の保護	236
租税その他の公課の禁止	236

### ●保険給付の種類

療養の給付	236
入院時食事療養費	236
保険外併用療養費	237
療養費	237
訪問看護療養費	237
移送費	237
傷病手当金	238
埋葬料・埋葬費	238
出産育児一時金	238
出産手当金	238
傷病手当金・出産手当金の継続給付	239
資格喪失後の死亡に関する給付	239
資格喪失後の出産育児一時金	239
被扶養者に関する給付	239
高額療養費	239
給付制限	239
日雇特例被保険者	240

### ●費用の負担

国庫の負担等	240
保険料	240
審査請求・再審査請求	241
時効	241
別表1 健康保険標準報酬月額表	242
別表2-1 令和4年3月分からの都道府県 別一般保険料額表	243
別表2-2 令和4年3月分からの 保険料額(大阪府)	244
別表3 被扶養者の範囲(三親等の親族図)	245
別表4 扶養家族の生計維持の基準	245
別表5 70~74歳の一部負担金の割合	246
別表6 70~74歳の基準収入額の判定	246
別表7 高額療養費	247

## 第13章 厚生年金保険法 248

### ●被保険者

適用事業所	248
被保険者	248
高齢任意加入被保険者	249

第4種被保険者	249	●遺族厚生年金	
被保険者期間	250	支給要件	262
標準報酬月額及び標準賞与額	250	遺族	262
届出	250	年金額	262
●保険給付の通則		遺族年金と他の年金との調整	263
給付額の調整	251	失権	264
端数処理	251	支給停止	264
年金の支給期間及び支払期月	251	遺族厚生年金と遺族共済年金の選択及び優先関係	264
未支給の保険給付	251	●離婚時の年金分割特例	
併給の調整	251	合意分割の要件	264
年金の支払の調整	251	強制分割（3号分割）	265
損害賠償請求権	252	「A 離婚時みなし被保険者期間」及び	
不正利得の徴収	252	「B 被扶養者配偶者みなし被保険者期間」	
租税その他の公課の禁止	252	の特徴	266
●老齢基礎年金		●費用の負担	
（昭和16年4月2日以降に生まれた者）		国庫負担	266
支給要件	252	保険料	266
支給開始年齢	252	督促、滞納処分、延滞金	267
年金額（令和5年4月）	252	●その他	
●老齢厚生年金		不服申立て	268
（昭和16年4月2日以降に生まれた者）		時効	268
支給要件	254	別表1 令和4年度分の厚生年金保険	
65歳未満 年金額（令和5年4月）	254	料額表	269
65歳以上 年金額（算式）	256	別表2 厚生労働大臣が定める現物給与	
在職者の老齢厚生年金	256	の価額	270
●加給年金額と振替加算		別表3 年金支給開始年齢の引き上げ	
振替加算	257	スケジュール	271
振替加算の対象者	257	別表4 障害厚生年金の障害等級表	272
振替加算の手続き	258	第14章 国民年金法	273
振替加算のための届出が必要な者	259	●公的年金の仕組み	273
●障害厚生年金		●国民年金の年金給付（概要）	
障害厚生年金	260	老齢基礎年金	274
事後重症による障害厚生年金	260	障害基礎年金	275
基準傷病による障害厚生年金	260	遺族基礎年金	275
併給の調整（併合認定）	260	付加年金	275
年金額	260	●将来の国民年金保険料額の決め方	276
年金額の改定	261	別表1 年金給付の経過措置一覧	277
失権	261		
障害手当金	261		

## 人事労務関係届出一覧

1. 労働・安全衛生	280	入社・退職（資格取得・喪失）関係	282
労働基準法関係	280	入社後の変更関係	282
年少者労働基準規則関係	280		
安全衛生関係	281	3. 保険給付	283
		労災保険関係	283
2. 労働・社会保険	281	雇用保険関係	283
組織関係	281	健康保険関係	283
決算関係	282	厚生年金保険関係	284

## 最新労働裁判例一覧

労働契約	286	解雇	302
人事	290	懲戒（含懲戒解雇）	305
賃金等	291	契約の終了	306
労働時間・休日等	296	その他	308
安全衛生・労災	299		

## 相談窓口、お役立ちウェブサイト一覧

【相談窓口】	316	法令の改正状況を調べる	317
【お役立ちウェブサイト】	316	助成金について調べる	317
政策分野ごとのウェブサイトで調べる	316		

## 2024年（令和6年）社労士業務カレンダー

印紙税額一覧表  
年齢早見表（2024年）

本書は、令和5年9月10日現在の法令に基づいて編集しております。  
法改正、正誤表等につきましては、弊社ホームページにて随時ご案内いたします。  
URL <http://www.chosakai.co.jp>



## 1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等の措置を講ずる。

### 1. 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

- ①休業の申出期限は休業の2週間前まで
- ②分割して2回取得可能
- ③労使協定を締結している場合、労働者と事業主の個別合意により、休業中に就業可能

### 2. 育児休業の分割取得

育児休業（1の「産後パパ育休」を除く）は、分割して2回まで取得可能にする

### 3. 育児休業取得状況の公表の義務化

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

### 4. 施行期日

- ・ 1及び2：令和4年10月1日
  - ・ 3：令和5年4月1日
- .....

## 2. 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正等の措置を講ずる。

### 1. 時間外労働の上限規制（適用猶予事業・業務の猶予措置期間の終了）

以下の事業・業務については、長時間労働の背景に、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予されていたが、一部特例つきで適用されることになる。

## 適用猶予事業・業務

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（2024年4月以降）
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限（36協定上定めることができる時間の上限）については、 A水準、連携B水準では、年960時間（休日労働含む） B水準、C水準では、年1,860時間（休日労働含む）となります。 なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、 A水準では、年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある） B・連携B水準・C水準では、年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）とする必要があります。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。 ※猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制以外は適用されます。

## 2. 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率について、中小企業への猶予措置を廃止し、中小企業の割増賃金率を50%以上とする。

## 3. 施行期日

- 令和6年4月1日
- 令和5年4月1日（対象は中小企業。中小企業以外は平成22年4月1日より施行）